

# 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第1回)

日時：令和2年3月26日(木)  
18時00分～18時30分

場所：庁議室

## 会 次 第

### 1 開 会

### 2 本部長あいさつ

### 3 議 題

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
都道府県対策本部の設置等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の現状等
- (3) その他

### 4 閉 会



## 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等について

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認めるとき、~~総理大臣に対し、は、~~内閣総理大臣に対し、当該新型コロナウイルス感染症等の発生状況、当該新型コロナウイルス感染症にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならぬ。（特措法第14条）



総理大臣は、（当該報告に係る新型コロナウイルス感染症にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、）閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする（同第15条）



政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない（同第22条）

※市町村には対策本部の設置義務は（現時点では）生じない  
長

### 特措法に基づく、都道府県対策本部について

- 所掌事務（同第22条）  
当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス感染症等対策の総合的な推進に関する事務
- 本部長（同第23条）  
都道府県知事（対策本部長）、副知事、都道府県教育委員会の教育長、警視總監又は道府県警察本部長、特別区の消防長、その他都道府県知事が当該都道府県の職員から任命する者
- 都道府県対策本部長の権限（同第24条）
- 医療等の実施の要請等（同第31条）

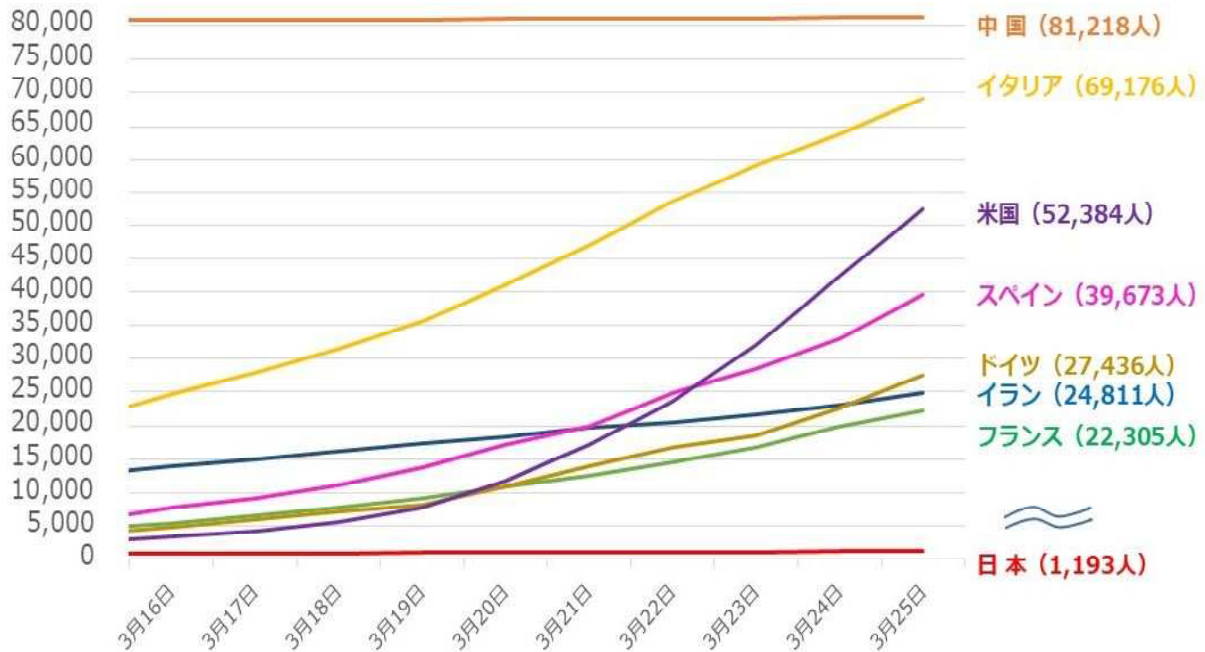
# 新型コロナウイルス感染症発生状況

## 世界発生状況 (外務省海外安全HP (3月25日時点))

### 国別感染者数の推移 (累積) ①

(上位7か国及び日本)

出典：各国政府発表  
(米国は各州発表)



## 国内発生状況 (厚生労働省HP (3月25日時点) 等)

都道府県名	人数	都道府県名	人数	都道府県名	人数	都道府県名	人数
北海道	163	東京都	172	滋賀県	5	香川県	1
青森県	2	神奈川県	80	京都府	26	愛媛県	3
岩手県		新潟県	28	大阪府	142	高知県	12
宮城県	1	富山県		兵庫県	115	福岡県	9
秋田県	2	石川県	8	奈良県	9	佐賀県	1
山形県		福井県	1	和歌山県	17	長崎県	1
福島県	2	山梨県	4	鳥取県		熊本県	7
茨城県	5	長野県	5	島根県		大分県	18
栃木県	6	岐阜県	12	岡山県	1	宮崎県	3
群馬県	13	静岡県	3	広島県	3	鹿児島県	
埼玉県	58	愛知県	148	山口県	4	沖縄県	4
千葉県	48	三重県	9	徳島県	1		

41都道府県合計	1,152
----------	-------

新型インフルエンザ等発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な時期)

政府対策本部

- 基本的対処方針策定
- 検疫実施、特定接種の実施等

県対策本部

- 行動計画に基づく対応
- 帰国者・接触者相談センターの設置
- コールセンターの設置
- 帰国者・接触者外来の設置

第二段階 国内で発生(病原性等が明らかになってくる時期)

病原性等が強いおそれがある場合

- 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れ
- 全国的かつ急速なまん延により国民生活・国民経済に甚大な影響

緊急事態宣言(政府)

- 外出自粛要請, 施設の使用制限等の要請・指示
- 緊急物資の確保(運送・売渡の要請・指示等)
- 臨時の医療施設の設定等
- 住民への予防接種

市町村対策本部

政府・県対策本部の廃止

左記以外の場合

(影響が季節性インフルエンザと同程度等)

第三段階 流行が一旦終息

緊急事態宣言終了

- 緊急事態措置を縮小・中止
- 一連の対策を評価する。

市町村対策本部の廃止

【海外発生期から小康期の実施体制】

県対策本部

本部長: 知事  
副本部長: 副知事  
本部長: 各部長, 各局長, 各局長等

報告

指示

各対策部・各支部

構成: 各部長・各局長・各局長等

各対策部各班・各支部各班

構成: 各課室・各局長等各部

対策本部長

構成: 健康増進課長, 各局長等

意見・助言  
感染症危機管理対策協議会

検査・情報  
環境保健センター

相互連携

相互連携

相互連携

指定(地方)公共機関

国

市町村

感染者発生からの業務等の流れ

